クエン酸モサプリド を有効成分とする強 制経口投与剤

悪

報

省

令

〇農林水産省令第六十一号

五号)第八十三条の四第一項の規定に基づき、 部を改正する省令を次のように定める。 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の 農林水産大臣 林 芳正

平成二十七年六月十六日

物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号) 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

を含有するもの(これと有効成分、分量、用法、 部を次のように改正する。 別表第一オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤であって2―ピロリドン 用量、 効能、 効果等が同一性を有すると認められる

ものを含む。)の項の次に次のように加える。

塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分 とする乳房注入剤 年(淡光しているもので、一つである。)

搾乳後に1分房1回当たり450mg (力価)以下の量を1日2回以下 注入すること。

食用に供するためにと 殺する前14日間又は食 殺する方が14日間又は食 用に供するために搾乳 する前144時間

「又は食用に供するために搾乳する前132時間」を加える。 表第一メロキシカムを有効成分とする注射剤の項中「(譗翆中や谿へ。)」を削り、[18日間] の次に

別表第一モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤の項の次に次のように加える。 1 日量として体重 1 kg 当たり2.0mg以下の量を強制的に経口投与すること。 食用に供、殺する前 性するためにと 介2日間

附 則

官

この省令は、 公布の日から施行する。

告 亦

〇金融庁告示第三十九号

号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の の規定による届出 ジェネラル があったので、同法第百八十九条の規定に (平成七年法律第百五号) リインシュアランス (同法第百八十七条第一項第二 エイジイよ 第二百九条

基づき、 一十七年六月十六日 次のとおり告示する

融庁長官

溝

者の氏名及び住所日本における代表 今井 大三

イヤモンドマンション四○ 伊勢山八五○番地十三蒔田神奈川県横浜市南区蒔田町

〇金融庁告示第四十号

平成二十七年六月十六日基づき、告示する。 効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定にり、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその 法律第百五号)第二百七十三条第一項の規定によ約の移転をしたことに伴い、保険業法(平成七年 八年七月一日時点の保険契約の全部に係る保険契 シグナ・インシュアランス・カンパニーが平成

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十一号

伴い、保険業法(平成七年法律第百五号)第二百 七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八 険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに 法第二百七十四条の規定に基づき、 十五条第一項の免許がその効力を失ったので、 ニー・リミテッドが平成十年六月三十日時点の保 平成二十七年六月十六日 アライアンス・アッシュアランス・カンパ 告示する。 司

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十二号

号)第二百七十三条第一項の規定により、同社のしたことに伴い、保険業法(平成七年法律第百五 たので、 同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失っ 日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転を ク・リミテッド・カンパニーが平成十年六月三十 示する。 フィニックス・アッシュアランス・パブリッ 同法第二百七十四条の規定に基づき、 告

平成二十七年六月十六日

の

金融庁長官

細溝

清史

○金融庁告示第四十三号

第二百七十四条の規定に基づき、告示する。五条第一項の免許がその効力を失ったので、 ア・エール・デが平成十年十月十九日時点の保険 十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十 い、保険業法(平成七年法律第百五号)第二百七 契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴 ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ 平成二十七年六月十六日 同法

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十四号

告示する。 失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、 の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を 五号)第二百七十三条第一項の規定により、同社 をしたことに伴い、保険業法(平成七年法律第百 ス・エイシア・リミテッドが平成十一年三月三十 一日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転 ジェネラル・アクシデント・インシュアラン

平成二十七年六月十六日

○金融庁告示第四十五号 金融庁長官 細溝 清史

で、 第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法 ス・イ・ア・エール・テが平成十一年二月十七日 第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったの たことに伴い、保険業法(平成七年法律第百五号) 時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をし アシュアランス・ジェネラール・ド・フラン 同法第二百七十四条の規定に基づき、 告示す

平成二十七年六月十六日

○金融庁告示第四十六号 金融庁長官

細溝

清史

移転をしたことに伴い、保険業法 十月一日時点の保険契約の全部に係る保険契約のセクリング・フェル・ヘルネクトラが平成十一年 アンスワール・エムセシデグ・サーク・ファル (平成七年法律

失効年月日

平成二十四年六月三十日

を失ったので、 同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力 第百五号)第二百七十三条第一項の規定により、 き、告示する。 同法第二百七十四条の規定に基づ

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝

清史

〇金融庁告示第四十七号

る。 で、 第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったの 第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法 ことに伴い、保険業法(平成七年法律第百五号) 点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をした アランス ピーエルシーが平成十二年九月一日時 シージーユー 同法第二百七十四条の規定に基づき、 インターナショナル インシュ 告示す

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝

〇金融庁告示第四十八号

告示する。 失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、 り、同社の同法第三条第一項の免許がその効力を 法律第百五号)第二百七十三条第一項の規定によ 約の移転をしたことに伴い、保険業法 三月三十一日時点の保険契約の全部に係る保険契 オールステート損害保険株式会社が平成十二年 (平成七年

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

〇金融庁告示第四十九号

規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金 庫代理業の許可がその効力を失ったので、信用金 第八十九条第五項において準用する銀行法 五十六条の規定に基づき、告示する。 庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第 五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七の 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) (昭和

平成二十七年六月十六日

信用金庫代理業者名 北海信用金庫手稲あけぼの 許可番号 代理店 村川 北海道財務局長(信金代)第九号 義明 金融庁長官 紐溝 清史

許可年月日 平成二十年四月二十四 所属信用金庫の名称 北海信用金庫 主たる営業所又は事務所の所在地 手稲区曙五条二丁目二番八号 北海道札幌